

## 大分県農業制度資金地方審査会設置要領

### 第1 目的

本県における農業制度資金の適正かつ円滑な運用を促進するため、各振興局の所管区域を単位として当該振興局に、大分県農業制度資金地方審査会(以下「地方審査会」という。)を設置する。

### 第2 審査等事項

地方審査会は次の各号に掲げる事項について審査等を行う。

- 1 農業近代化資金の一般資金に対する利子補給承認申請書の審査及び承認に関すること。
- 2 振興山村・過疎地域経営改善計画の認定に関すること。
- 3 経営体育成強化資金、農業経営負担軽減支援資金及び大家畜(養豚)特別支援資金の借入申込者の経営診断に関すること。
- 4 農業経営負担軽減支援資金に対する利子補給承認申請書の審査及び承認に関すること。
- 5 大分県災害対策関係資金の利子補給(又は助成)の諾否の決定及び利子補給(又は助成)承認通知書の交付等に関すること。
- 6 融資対象事業の指導、育成に関すること。
- 7 その他必要と認めること。

### 第3 組織及び運営

地方審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 振興局長
  - (2) 信用農業協同組合連合会融資部長
  - (3) 農業信用基金協会事務局次長
  - (4) 株式会社日本政策金融公庫大分支店農林水産事業担当審査役
  - (5) その他地方審査会が必要と認める者
- 2 地方審査会の会長には、振興局長をもって充てる。
  - 3 会長は会務を統理し、地方審査会の会議の議長となる。会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名するものが、その職務を代行する。
  - 4 地方審査会の会議は、会長が招集する。
  - 5 地方審査会は、原則として各案件に直接関係を有する構成員のみの出席をもって開催することができるものとする。
  - 6 地方審査会の決定は、原則として各案件に直接関係を有する構成員の全員の意見の一致によるものとする。

### 第4 幹事会

地方審査会の下に幹事会を設置し、各案件の審査等に関する事項を幹事会に委任できるものとする。

2 幹事会は、地方審査会の構成機関において実質的な審査を担当とする者を構成員とする。

ただし、信用農業協同組合連合会においては地区担当課長とする。

3 幹事会は会長が招集し、振興局農山（漁）村振興部企画・農政（・就農）班総括が議長を務める。

4 幹事会が決定した事項は、地方審査会報告するとともに、幹事会の決定をもって地方審査会の決定とすることができるものとする。

## 第5 その他

この要領に定めるものを除くほか、必要な事項は会長が定める。

### 附則

1 この要領は、平成7年4月3日から施行する。

2 大分県農業近代化関係資金地方審査員会設置要領は、廃止する。

附則 改正後の要領は、平成8年5月28日から施行する。

附則 改正後の要領は、平成13年5月22日から施行する。

附則 改正後の要領は、平成14年4月1日から施行する。

附則 改正後の要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則 改正後の要領は、平成17年8月1日から施行する。

附則 改正後の要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則 改正後の要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則 改正後の要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則 改正後の要領は、平成25年8月9日から施行する。

附則 改正後の要領は、令和元年12月2日から施行する。